

「庄内海岸林再生プロジェクト会議」専門部会幹事会

日時：令和8年7月31日（金）

午前10時～11時30分

場所：庄内総合支庁 講堂3号会議室

次 第

1 開 会

2 議 事

（１）基本方針（素案）について

（２）実行計画（素案）について

- ① 二次被害対策の推進に関する事
- ② 造林による再生の推進に関する事
- ③ 苗木等供給体制の構築に関する事
- ④ 松くい虫被害木活用の推進に関する事
- ⑤ 県民活動の推進に関する事
- ⑥ 県内外からの参画促進に関する事

3 そ の 他

4 閉 会

【配布資料】

- 資料1 庄内海岸林再生プロジェクト基本方針(素案)
- 資料2 庄内海岸林再生プロジェクトの実行計画(素案)
- 資料3 庄内海岸林の保全及び再生に向けた寄付募集と基金設置について
- 資料4 庄内海岸林応援基金条例
- 資料5 寄附チラシ
- 資料6 サポーターチラシ

「庄内海岸林再生プロジェクト会議」専門部会幹事会 出席者名簿

＜順不同＞

所 属	役 職 名	氏 名	備考
山形大学農学部	名 誉 教 授	林 田 光 祐	幹事長
	准 教 授	菊 池 俊 一	
東北公益文科大学	教 授	呉 尚 浩	幹事長
林野庁東北森林管理局庄内森林管理署	総 括 森 林 整 備 官	中 島 直 人	
	森 林 土 木 指 導 官	細 田 恭 幸	
鶴岡市農林水産部農山漁村振興課	林 業 振 興 主 幹	山 泉 寿 史	
	主 事	丸 山 和 真	
		東 海 林 紀 雄	
酒田市農林水産部農林水産課	水産林業振興係 主事	村 岡 優 太	
酒田市建設部整備課	公 園 緑 地 主 査	公 平 芳 輝	
	公 園 緑 地 係 技 師	今 野 嵐	
遊佐町産業課	農 林 水 産 係 主 事	阿 部 琴 乃	
庄内海岸のクロマツ林をたたえる会	会 長	梅 津 勘 一	
飯森山の緑と景観を考える会	事 務 局 長	五 十 嵐 光 雄	
鶴岡市農業協同組合	西 郷 支 所 営 農 次 長	高 橋 弘	
酒田市袖浦農業協同組合	営 農 販 売 部 長	阿 部 恵 理	
出羽庄内森林組合	森 林 整 備 課 係 長	渋 谷 み どり	
北庄内森林組合	業 務 課 長	伊 藤 一 裕	
国土防災技術株式会社山形支店	参 与	佐 藤 恒 治	オブザーバー
	課 長 補 佐	高 橋 悠 介	オブザーバー
農林水産部森林ノミクス推進課	森 林 活 用 推 進 主 幹	佐 藤 典 生	
	森林利用・林工連携専門員	椎 名 惣 太	
	課長補佐(森林保全担当)	渡 辺 智 之	
	主 査	小 野 智 史	
山形県森林研究研修センター	副 所 長	渡 部 公 一	
庄内総合支庁産業経済部	産 業 経 済 部 長	永 沢 康 弘	
庄内総合支庁産業経済部地域産業経済課	地 域 産 業 経 済 課 長	大 瀧 哲	
	農 産 物 利 用 拡 大 主 査	佐 藤 聡	
	産 業 振 興 主 査	伊 藤 幸 司	
庄内総合支庁産業経済部森林整備課	森 林 整 備 課 長	丹 野 真 人	
	森づくり推進室長	尾 形 俊 成	
	課長補佐(林政企画担当)	伊 藤 志 津	
	課長補佐(普及担当)	齋 藤 朱 美	
	課長補佐(治山林道担当)	浅 野 浩	
	室 長 補 佐	芳 賀 高 之	
	林政企画主査(兼)普及企画主査	高 橋 裕	
	主任専門林業普及指導員	澤 口 宜 将	

1 プロジェクトの概要

松くい虫被害により機能が低下した庄内海岸林を健全な姿へ再生し、地域住民の安全安心な暮らしと産業を守るため、将来にわたって持続可能な庄内海岸林の再生と保全を、多様な主体がともに考え、次世代に引き継ぐ森づくりを実践していく。

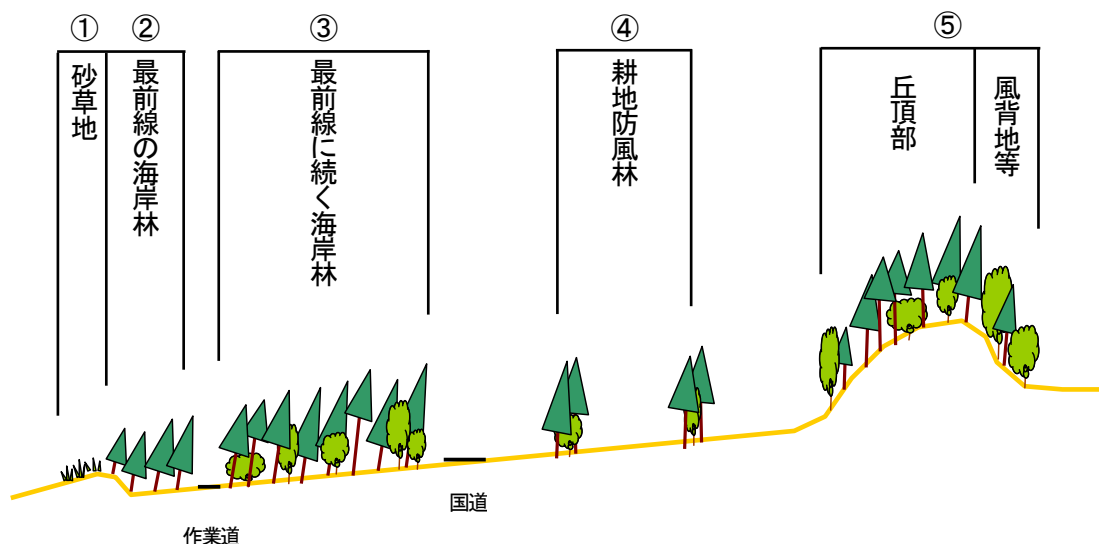
2 健全な姿への再生に向けて

庄内砂丘全域（海岸近くの砂草地から風背地等まで）を一体的に保全管理し、飛砂や風害、潮害等を防ぐ防災機能をはじめ、生物多様性保全、地球環境保全、保健・レクリエーション機能等海岸林が持つ多面的機能を地域の環境や社会の変化に応じて増進していくため、以下の取組を行う。

- ① 砂草地の安定は、海岸林が成立する前提条件となるため、維持管理を徹底する。
- ② 最前線の海岸林は、防災機能の発揮を最優先し、砂や塩分を含む強風、貧栄養、乾燥、高温に対して耐性があるクロマツのみで再生する。
- ③ 最前線に続く海岸林は、防災機能と生物多様性保全機能を併せもつよう、クロマツと自然侵入した広葉樹を積極的に活用して再生する。
- ④ 耕地防風林は、防災機能の発揮を優先しながら、農地、農業用施設への影響に配慮した樹種を選び、計画的な更新を前提として再生する。
- ⑤ 丘頂部から内陸側は、多面的機能を地域の環境や社会の変化に応じて増進していくため、広葉樹林や針広混交林へ誘導する。

庄内砂丘全域の横断面図と海岸林模式図

以下、①から⑤は上記取組内容に対応する。



3 再生するまでの過程における留意事項

松くい虫被害によって低下したそれぞれの機能は、自然侵入した広葉樹や植栽した苗木が成長するに従い数十年かけて徐々に回復していくため、健全な姿へ再生するまでの過程における各機能を補うよう以下に留意する。

- クロマツ林が広大だったことにより防除が行き渡らなかった反省を踏まえて、松くい虫防除戦略を立てやすくするため、クロマツ林の範囲を大幅に縮小する。
- 海岸林全体としての風害や津波などに対する防災機能を維持するため、行政機関の危機管理部門や農業部門と連携しながら、最前線の海岸林から風背地等までの内陸方向の連続性と水平方向の連続性を断つことがないように、再生する区域の順番に配慮する。
- 生物多様性保全機能を増進していくため、自然侵入している地域本来の広葉樹を積極的に活用し、多様な野生生物が生息できる森林への再生を進める。
- 保健・レクリエーション機能の維持を図るため、心身の健康維持や憩いの場を提供できる森林への再生も合わせて推進する。

4 持続可能な再生と保全に向けて

海岸林の再生には長い時間を要することから、地域住民の参加と全県を挙げた支援体制づくりを進めながら、継続的に取り組んでいくことが不可欠である。深刻なマツ枯れ被害は、地域の人々と森林との関わりを見つめ直す契機でもある。この機会を活かし、住民参加による森づくりを通じて地域を愛する心を育み、次世代を担う人材を育成していくため、以下の取組を県民総参加で推進する。

- 多様な主体の共創による再生と保全を推進する。
- 地域住民と庄内海岸林との関わりを深める取組を推進する。
- 多くの地域住民が担い手となる体制を築き、地域外からの関係人口の拡大を図りながら、保全活動への参加機会を増やしていく。
- 庄内海岸林に対する理解を深め、再生ビジョンを地域住民と共有していくための情報発信を進めていく。
- これらの取組を推進していくために必要な資金や担い手、および活動フィールドを確保する新たな方策を講じる。

計画 1 海岸林の再生と保全に向けた取組方針と実行計画

1 二次被害対策の推進

松くい虫被害木の倒木等による二次被害から住民生活や農地等の安全を確保するため、緊急的な二次被害対策の円滑な実施に向けた事業調整機能や関係機関との連携体制を強化する。

（1）取組方針

- 松くい虫被害木の伐採は、最前線の海岸林から風背地等までの内陸方向の連続性を断つことがないよう配慮する。
- 国有林は、林野庁東北森林管理局庄内森林管理署が、松くい虫被害木（以下、二次被害対策では「危険木」という。）の伐採を実施していく。
- 民有林（国が所有する国有林以外の森林の総称）は、本来は所有者による管理が基本であるが、所有者による対応が困難な場合には、保安林は県が、保安林以外の普通林は市町が、危険木の伐採を実施していく。
- 危険木の伐採による防災機能の低下を低減するため、二次被害の恐れが少ない枯れたマツを当面の間残存させ、一定程度の防風・飛砂防止効果を発揮させていく。

（2）実行計画

ア 危険木の把握・監視体制の強化

危険木の把握や監視体制を強化し、危険木マップの作成や現地調査等を実施する。

なお、危険木マップについては、危険木の場所のほか、主なインフラ施設箇所、関係機関が実施する計画伐採の情報をマップに落とし込み、情報共有を図っていく。

また、監視体制を強化するため、連絡体制網を整備し、合同パトロールを定期的に実施していく。

- ① 危険木マップ 令和 8 年 9 月末まで調整（以降、随時更新）
- ② 連絡体制網 令和 8 年 9 月末まで調整（以降、随時更新）
- ③ 合同パトロール 令和 8 年 11 月末まで実施（以降、年 1 ～ 2 回程度実施）

イ 事業実施箇所の優先順位判断基準の整備

インフラ施設等への影響度合、林地の状況などから危険木の伐採を行う場所の優先順位を判断する基準をつくり、計画的な伐採へ繋いでいく。

- ① 危険木伐採の優先順位判断のための評定基準判定票 令和 8 年 9 月末まで調整

ウ 事業実施箇所の防災機能のモニタリング調査と調整

危険木の伐採を進めながら防災機能を維持していく必要があるため、防風・飛砂防止効果が著しく低下しないか調査を実施するとともに、その調査結果をもとに危険木マップ及び危険木伐採の優先順位判断のための評定基準判定票を活用し、行政間で調整を図っていく。

エ インフラ事業者等との連絡調整体制の強化

電力、通信事業者及び道路管理者などインフラ事業者との連絡調整会議の開催や協働による対策の効果的な実施等連携の強化を進めていく。

オ 危険木の伐採

関係機関と連携し、危険木の伐採を実施していく。

庄内海岸林再生プロジェクトの実行計画（素案）

計画１ 海岸林の再生と保全に向けた取組方針と実行計画

２ 造林による再生の推進

松くい虫被害跡地の再生に向けて、海岸林のゾーニングと目標林型を再検討し、将来にわたる再生計画と施業指針を策定する。

（１）取組方針

- 庄内海岸林の多面的機能増進のための目標林型の考え方について関係者の合意形成を図り、重視すべき機能と立地環境に応じたゾーニングを行う。
- ゾーニングは「庄内海岸松原再生計画【改訂版】」をもとに、基本方針（案）の健全な姿への再生に向けての取組内容に沿って見直す。

（２）実行計画

ア ゾーニング区分の再検討

庄内海岸林の重視する機能の組合せごとに目標林型を設定し、ゾーニング区分の再検討を行う。

- ① 再検討したゾーニング区分 令和８年９月末まで調整（以降、随時更新）
- ② ゾーニングの再生計画への反映 令和８年１２月末まで調整（以降、随時更新）

イ 庄内海岸林の苗木植栽計画の立案

ゾーニング区分の見直し後、国有林及び民有林における今後１０年程度の年度別植栽計画を立案する。

- ① 植栽数量の調整 令和８年９月末まで調整（以降、随時更新）
- ② 植栽計画の立案 令和８年１２月末まで調整（以降、随時更新）

ウ 国有林の再生計画の立案

「海岸防災林維持・再生方針検討調査業務」を発注し、海岸防災林の維持・再生に必要な対策の実施に資する基礎資料等を作成するとともに、将来的に目指す海岸防災林の姿（ゾーニングを含む）を明らかにする。

また、東北森林管理局に「海岸防災林の維持・再生に関する検討会」を設置し、海岸防災林の維持・再生基本的方針等を令和８年度末までに取りまとめる。

エ 民有保安林の再生計画の立案

調査設計業務委託を発注し、庄内海岸林の現況に応じた民有保安林の再生に向けた１０年間の再生計画案をまとめる。

- ① 概況報告（予備調査、現地調査の状況確認） 令和８年９月末まで実施
- ② 中間報告（現地調査、中間検討、基本事項の立案） 令和８年１２月末まで実施
- ③ 最終報告（再生計画の立案、報告とりまとめ） 令和９年３月末まで実施

オ 耕地防風林（普通林）の海岸林造成マニュアル案の作成及び再生計画の立案

植栽試験の評価・検証、関係者からの意見集約を行い、市町・農業者向けの耕地防風林（普通林）海岸林造成マニュアル案を作成する。また、マニュアル素案をもとに１０年間の再生計画案をまとめる。

- ① 植栽・保育方法の検討、再生計画の概算調整 令和８年９月末まで実施
- ② マニュアル素案作成、再生計画案の立案 令和８年１２月末まで実施
- ③ マニュアル案完成、再生計画の立案 令和９年３月末まで実施（以降、随時更新）

カ 庄内海岸林再生モニタリング実施計画の作成

防災機能の変化や目標林型に応じた林分の成長の観察などを継続して実施する。

- ① 実施計画案作成 令和8年12月末まで
- ② 実施体制整備 令和9年3月末まで実施

庄内海岸林再生プロジェクトの実行計画（素案）

計画１ 海岸林の再生と保全に向けた取組方針と実行計画

３ 苗木等供給体制対策

再生を計画的に進めるため、将来の苗木の需要推計に基づく生産計画の策定と生産技術・品質管理基準を整備し、マツノザイセンチュウ抵抗性クロマツ苗木や環境に適した広葉樹苗木の安定供給体制を構築する。

（１）取組方針

- 国有林、民有保安林、普通林の植栽計画に基づき、抵抗性クロマツ苗木の今後 10 年程度の需要推計を行い、生産計画を立案する。
- 苗木生産者向け研修会及び苗木生産者への技術指導を行い、再生に必要な苗木生産を実施できる人材の育成を行う。
- 母樹の育成等による種子の確保、他県との連携により、抵抗性クロマツ苗木の安定供給体制を構築する。
- 農業団体や福祉施設、森づくり活動団体等と連携し、広葉樹苗木の安定供給体制を構築する。

（２）実行計画

ア 苗木生産者の育成

今後必要とされる苗木生産を担う人材を育成するための研修会等を開催する。

- ① 庄内地域苗木研修会 令和 8 年 7 月 7 日開催
- ② 抵抗性クロマツ苗木生産者の掘り起こし 令和 8 年 9 月末まで調整
- ③ 抵抗性クロマツ苗木生産研修会 令和 8 年 10 月開催予定

イ 抵抗性クロマツ苗木の安定供給体制構築

抵抗性クロマツ種子は、豊凶差が大きく採取量が不安定であるため、安定生産や増産に向けた対策を講じていく。

- ① 灌水施設の整備 令和 8 年 7 月末まで整備
- ② 花性転換ホルモンによる増産 令和 8 年度から毎年度ホルモン処理を実施予定
- ③ 他県産種子の緊急導入 令和 8～10 年度まで実施予定
- ④ 採種園の追加造成 令和 8～12 年度まで実施予定

ウ 広葉樹苗木の安定供給体制構築

自然侵入の広葉樹がない場所へ広葉樹苗木を植栽できる体制を構築する。

- ① 森づくり活動団体と連携した広葉樹種子採取 令和 8 年 8 月～11 月
- ② 農業団体との連携 令和 8 年 8 月末まで調整（以降、随時更新）
- ③ 福祉施設等との連携 令和 8 年 12 月末まで調整（以降、随時更新）

エ 庄内海岸林の苗木植栽計画との調整

年度別苗木植栽計画に併せ、生産数量を調整し、苗木生産計画を立案する。

- ① 生産数量の調整 令和 8 年 9 月末まで調整（以降、随時更新）
- ② 生産計画の立案 令和 8 年 12 月末まで調整（以降、随時更新）

庄内海岸林再生プロジェクトの実行計画（素案）

計画１ 海岸林の再生と保全に向けた取組方針と実行計画

４ 松くい虫被害木活用の推進

松くい虫被害材を「地域の未利用資源」と捉え、木質チップやペレットなど木質バイオマス燃料としての有効利用を促進するため、低コストで効率的な収集・運搬システムを構築する。

（１）取組方針

- 松くい虫被害木の伐採事業者と伐採木を木質チップやペレットとして活用する事業者間の需給調整を継続的に実施する。
- 伐採から運搬までの工程を分けた場合のコスト比較を実施し、低コストで効率的な収集・運搬システムを構築する。

（２）実行計画

ア 事業者間の連携体制の整備

伐採事業者と利用事業者（木質チップ製造事業者等）間の需給調整を進め、事業者間の連携体制を整備する。

- ① 今後の処理方法の把握 令和８年９月末まで
- ② 被害材の取扱いの整理 令和８年９月末まで

イ 効率的な収集・運搬システムの検討

伐採から運搬までの工程を分けた場合のコスト比較を実施し、需給量に応じた収集・運搬システム及び中間土場の必要性、運搬主体、費用負担について検討する。

- ① 収集・運搬システムの検討 令和８年９月末まで

（３）需給量把握の結果と課題

- 松くい虫被害木の処理は、主に行政機関が発注し、伐採事業者を選定している。
- 伐採事業者は、幹の部分は買取単価や運搬距離等を踏まえ木質チップ製造業者を選定のうえ工場へ搬入し、枝葉の部分は林内で破砕処理している。
【処理の工程】
伐採→玉切り・枝払い→現場内集積→中間土場集積→木質チップ製造業者へ運搬
- 防除を目的に補助事業を活用する場合は、「伐採、搬出集積、破砕、焼却、薬剤処理」が補助対象となるが、被害木処理を目的とした場合は、「伐採から現場内集積」までが補助対象となる。
- このため、市町では、補助対象外の運搬経費を単費で対応することで、伐採から運搬までの工程を一連で発注し、効率的な収集・運搬システムが機能しており、被害材の有効利用も進んでいる。
- 被害材の発生量の増加に対応するため、収集・運搬システムの検討を実施する。

庄内海岸林再生プロジェクトの実行計画（素案）

計画2 多様な主体の協働による持続的活動を支援する仕組みづくり

1 県民活動の推進

庄内海岸林の再生と保全に向けて、森林整備イベントの開催やボランティア団体、庄内海岸林サポーター等への支援を行い、県民の参画を促進する。また、市民や児童・学生を対象にその歴史や重要性を伝える森林環境教育を行い、次代を担う人材を育成する。

（1）取組方針

- 庄内海岸林が持つ多面的機能の維持・増進を図れるよう、基本方針（案）の持続可能な再生と保全に向けての取組内容に沿って進めていく。
- これまでの活動を維持・拡大し、継続的に地域で活動する団体を新たに起こす、育てる、継続していく支援を進めていく。

（2）実行計画

ア 庄内海岸林保全活動を実施している関係団体との連携・協力

- 庄内海岸林サポーターによる森林整備活動の場所調整や作業指導等の支援を行う。
- サポーターや森林ボランティア団体による森林整備活動の取組について、情報共有を行う等、連携協力を推進する。

イ 森林ボランティア団体支援・協働イベントの開催

- 地元住民から、庄内海岸林への関心をより持ってもらえるよう、体験イベントのほか参加しやすいイベントを開催していく。
- 各団体の活動に対し、作業指導や道具貸出しの支援を行う。
- 各団体が行うイベントにおいて、配布するチラシへのキャッチフレーズ等の掲載、イベント開催会場においてのぼりを掲示する等「庄内海岸林再生プロジェクト」の関連行事であることのPRを依頼する。
- 共創イベントの実施

- ① 森林保全活動「海岸林を育てよう（仮称）」の開催 令和8年11月末まで

ウ ボランティアリーダーの養成

- 第4四半期頃に、ボランティアリーダー研修会と森林整備活動に取り組む団体の活動報告会をあわせて開催する。

- ① ボランティアリーダー研修の開催 令和9年2月末まで

エ 森林環境教育の実施

- 学校での学習や様々な団体が行う研修会・セミナーに対し、庄内総合支庁の講師派遣事業「地域ふれあい講座」により支援する。
- 各団体が行う森林環境教育の情報提供を行っていく。

庄内海岸林再生プロジェクトの実行計画（素案）

計画2 多様な主体の協働による持続的活動を支援する仕組みづくり

2 県内外からの参画促進

庄内海岸林の保全及び再生に向けた取組を推進するため、県内外の多様な主体が再生プロジェクトに参画できる仕組みを構築するとともに、積極的な情報発信を行い参画の促進を図る。

（1）取組方針

- 「庄内海岸林応援基金」を設置するとともに、県内外の企業や団体・個人等からの寄附を募集し、庄内海岸林の保全及び再生に向けた取組に活用していく。
- 庄内海岸林サポーター制度を創設し、様々な方法で再生プロジェクトに参画できる体制整備を行うことにより、活動への理解促進を図るとともに気運醸成に向けた積極的な情報発信を行う。
- 県内外の多様な主体による保全活動を円滑に推進するため、活動場所の確保に向けた支援を行う。

（2）実行計画

ア 「庄内海岸林応援基金」の設置及び寄附の募集（令和8年8月～）

- 県議会6月定例会において「庄内海岸林応援基金条例」が可決、令和8年7月7日に条例が公布され、寄附の受け皿となる「庄内海岸林応援基金」を設置済み。
- 県HPやSNS等を活用し、庄内海岸林の保全及び再生に向けた取組について情報発信を行い、県外を含めた様々な関係者からの寄附を募集する。
- 寄附金の使途については、寄附の状況を踏まえながら、プロジェクト会議で検討の上、決定する。

イ 庄内海岸林サポーター制度（令和8年8月～）

- 庄内海岸林サポーター制度を創設し、多様な主体が保全活動や寄付、情報発信活動など様々な方法で再生プロジェクトに参画できる体制を構築するとともに、活動内容の情報発信を行う。

ウ 広報活動の実施

- 庄内海岸林再生プロジェクト通信の発行と県HP等での情報発信（令和8年4月～）
- 取組キャッチフレーズについて
案：「地域の大きい遺産である庄内海岸林を未来につなぐ」
理由：庄内海岸松原再生計画の基本方針において、地域の大きい遺産である庄内海岸砂防林を未来につなぐ」がテーマとして掲げられていることによる。
なお、「庄内海岸砂防林」を「庄内海岸林」に修正する。
- 広報活動グッズ作成
のぼり、横断幕等を作成し、取組のPRに活用する。

エ （仮称）「庄内海岸林を未来へつなぐ森づくり」への支援

- 県内外の多様な主体による庄内海岸林の保全活動を円滑に推進するため、活動場所の確保に向けた支援方法等について、制度設計の検討を行う。

庄内海岸林の保全及び再生に向けた寄附募集と基金設置について

1 寄附募集と基金設置目的

- ・庄内海岸林の保全及び再生には、長期的かつ継続的な取組が必要
このため、行政のみならず、市民の方々からのご理解とご支援をいただきながら、地域全体で取組を支えていくことを目的として、寄附の募集を実施
- ・当該取組を安定的かつ計画的に進めるため、企業・団体等からの寄附の受け皿として「庄内海岸林応援基金」を設置し、寄附金を基金に積み立て、庄内海岸林の保全及び再生に関する施策に活用

2 基金の内容

企業・団体等から寄せられた寄附金を、令和8年度から積み立てることにより造成

3 基金条例の施行日

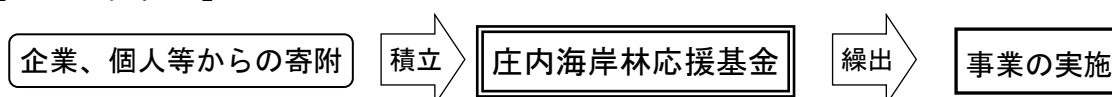
条例公布の日（令和8年7月）

4 基金の設置期間

松くい虫被害により荒廃した庄内海岸林の保全及び再生には長期間を要することから、期間は定めない

5 基金の仕組みと充当事業

【基金の仕組み】



【充当事業（基金条例第6条）】

基金は、庄内海岸林の保全及び再生に係る活動への支援、その活動を支える気運の醸成等の施策の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる

【活用事業例】

- ・ボランティアによる植樹などの活動に必要な資材費等の支援に係る事業
 - ・地域内外のサポーター募集や活動内容についての情報発信に係る事業
 - ・苗木の安定供給に係る事業
- ※基金の取り崩しは令和9年度以降とし、事業の詳細は「庄内海岸林再生プロジェクト会議」で検討

6 寄附募集に係る対応について

- ・ホームページ、SNS等、県の各種広報媒体を活用した周知の実施
- ・ふるさと納税制度を活用した寄附募集の実施

○庄内海岸林応援基金条例

令和 8 年 7 月 7 日山形県条例第32号

山形県庄内海岸林応援基金条例をここに公布する。

庄内海岸林応援基金条例

(設置)

第 1 条 鶴岡市、酒田市及び飽海郡遊佐町の海岸に飛砂又は風害の防備等の目的で設けられた樹林の保全及び再生に係る活動への支援、その活動を支える気運の醸成その他の当該樹林の保全及び再生に関する施策を実施するため、庄内海岸林応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する施策の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



庄内海岸林の再生に向けた寄附のお願い

□ 庄内海岸林とは？

- 庄内海岸林は、飛砂対策などのために江戸時代から造成されてきたクロマツの人工林で、延長約33km、面積約2,600haと、日本有数の規模を有しています
- 現在では、人々の暮らしを守るとともに、多様な生態系や庄内らしい景観を形成し、地域にとって重要な役割を担っています



□ 庄内海岸林の荒廃とこれまでの取組

- 庄内海岸林は、かつて燃料や木材の採取の場としても利用されていましたが、生活様式の変化などにより、管理が十分に行われなくなりました
- さらに、昭和50年代以降、松くい虫による松枯れ被害が発生し、荒廃が進んできました

✓ 松くい虫被害とは？

- 「マツノマダラカミキリ」に寄生する「マツノザイセンチュウ」がマツの木に侵入し、水分の通り道をふさぐことで被害が発生します
- センチュウを保有したカミキリが移動とマツへの産卵を繰り返すことで被害が拡大しました



✓ 被害対策と保全活動の取組

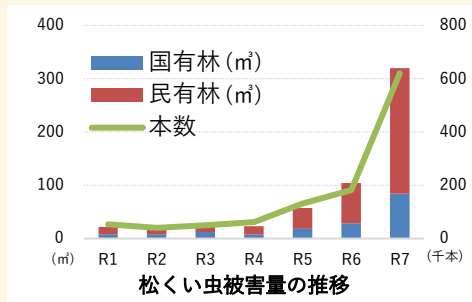
- 被害対策として、行政による、カミキリの殺虫のための薬剤散布や被害木の伐倒駆除、病気に強い苗木の開発などの取組が行われてきました
- また、地域のボランティア団体等が庄内海岸林の保全活動を行うなど、官民が連携しながら取組が進められてきました



薬剤散布、伐倒駆除の取組（林野庁HPより）

□ 松くい虫被害の深刻化と再生に向けた取組

- これまで長年にわたり対策が進められてきましたが、近年は記録的な高温少雨などの影響により被害が深刻化し、庄内海岸林を次世代へ引き継ぐことが難しい状況にあります



松くい虫による被害状況（R7.10月撮影）

- これを受け、令和8年3月、行政、地元関係団体、研究機関等を構成員とした「庄内海岸林再生プロジェクト会議」が設立され、庄内海岸林の再生に向け、地域が一体となった取組を進めています

➡ 取組の詳細は、QRコードから県ホームページをご覧ください



裏面を
ご覧ください

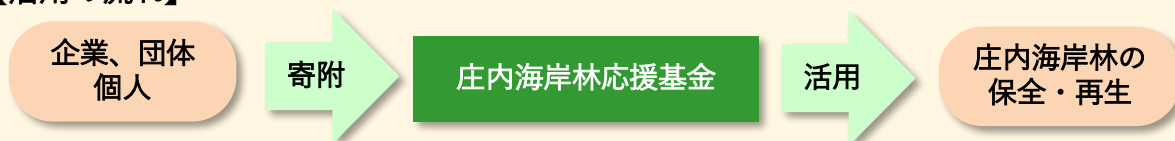
□ 寄附募集の目的

- 荒廃した庄内海岸林を健全な姿に再生し、多面的な機能を維持していくには、長期的かつ継続的な取組が必要となります
- この取組を支えるためには、行政のみならず、県外を含めた企業や団体などの幅広い方々からのご理解とご支援が必要であり、趣旨に賛同いただける方からの寄附を募集しています

□ 寄附の仕組みと用途について

- いただいた寄附は、「庄内海岸林応援基金」に積み立てられます
- 本基金は、条例で「庄内海岸林の保全及び再生に係る活動への支援、その活動を支える気運の醸成等の施策の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる」と定められており、庄内海岸林の保全及び再生に必要な取組に活用させていただきます

【活用の流れ】



※基金の活用実績は県ホームページで公開

□ 寄附に関する手続き

- 「寄附申出書」によりお申し出いただいた後、「寄附納入書」を発行します
 - その後、山形県へ納付できる金融機関からお振込みいただきます
- ➡ 詳細は、QRコードから県ホームページをご覧ください

QRコード

✓ \ 庄内海岸林サポーターを募集しています！ /

◆ 庄内海岸林の再生を支える取組

- 庄内海岸林の保全及び再生に向けた活動の輪を広げ、気運を高めることを目的に「庄内海岸林サポーター制度」を創設しました
- 寄附のみならず、植樹・育林活動や広報・普及啓発など、さまざまな活動を通じて取組を支えていただく制度です
- この取組に賛同し、サポーターとして登録いただける企業・団体を募集しています
ぜひ一緒に庄内海岸林の未来を守る活動に参加しませんか？

◆ サポーターが行う主な活動内容（いずれか1項目以上）

1. 実践的な活動

植樹・育林活動の実施、学習イベントの開催など

2. 金銭的な支援

再生の取組に対する寄附、募金活動の実施など

3. 広報・普及啓発

Webサイトや広報誌などでの情報発信活動の実施など

◆ 登録のメリット

- 庄内海岸林サポーター登録証を交付
- 県ホームページでの取組内容の紹介
- 環境貢献企業としての社会的信頼向上

◆ 登録の手続き

「やまがたe申請」から申請いただきます。詳細は県ホームページをご覧ください。

QRコード

庄内海岸林サポーター

一緒に庄内海岸林の未来を守る
活動に参加しませんか？

募集！



庄内海岸林サポーター制度とは？

- 飛砂などの自然災害から人々の暮らしを守ってきた庄内海岸林は、近年の松くい虫の被害の深刻化により、存続が危ぶまれる状況にあります
- 庄内海岸林の再生に向け、令和8年3月に「庄内海岸林再生プロジェクト会議」が設立されました
- この取組に賛同し、共に活動いただく企業・団体を「庄内海岸林サポーター」として登録する制度です



＜荒廃の状況（酒田市十里塚） R7.10月＞

プロジェクトの詳細
はこちら（県HP）を
ご覧ください



登録要件や活動内容は？

登録要件

- ・ プロジェクトの趣旨に賛同し、保全・再生活動に取組み、又は支援する団体等
- ・ 宗教活動・政治活動を目的としないこと
- ・ 暴力団員等との関わりがないこと

活動内容

次の活動のうちいずれか1つを行っていただきます

① 実践的な活動

植樹・育林活動（下刈り等）の実施、学習イベントの開催など

② 金銭的な支援

再生プロジェクトの取組への寄附、募金活動の実施など

③ 広報・普及啓発

Webサイトや広報誌での活動のPR、気運醸成の取組。

寄附の手続き
はこちら！

QR
コード

登録のメリットは？

- 庄内海岸林サポーター登録証を交付
- 県ホームページでの取組内容の紹介
- 環境貢献企業、団体としての社会的信頼向上

申請手続き、問い合わせ先

「やまがたe申請」から申請いただきます。詳細はQRコードから県ホームページをご覧ください。

山形県農林水産部森林ノミクス推進課
TEL:023-630-2527 FAX:023-630-2238

庄内海岸林サポーター

検索

QRコード